規　則

○公正取引委員会規則第六号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）及び関係法令の規定に基づき、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　指定等手続（第十条―第十三条） 第三章　指定事業者の義務 第一節　指定事業者の禁止行為（第十四条―第十七条） 第二節　指定事業者の講ずべき措置（第十八条―第三十四条） 第三節　指定事業者による報告書の提出（第三十五条・第三十六条） 第四章　調査等手続 第一節　審査手続一般（第三十七条―第五十三条） 第二節　課徴金納付命令（第五十四条・第五十五条） 第三節　確約手続（第五十六条―第八十四条） 第四節　改善要求（第八十五条・第八十六条） 第五節　勧告（第八十七条・第八十八条） 第六節　排除措置命令書等の送達（第八十九条・第九十条） 第七節　補則（第九十一条―第九十四条） 第五章　補則（第九十五条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第七条） 第二章　指定等手続（第八条―第十一条） 第三章　補則（第十二条・第十三条） 附則
第一章　総則 （定義） **第一条**　この規則において使用する用語であって、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和六年政令第三百七十六号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。	**第一章**　総則 （定義） **第一条**　この規則において使用する用語であって、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和六年政令第三百七十六号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。